

## **(仮称) 箕面市手話言語条例(素案)・(仮称) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案) に対するパブリックコメント手続実施結果**

### **1. 公表内容**

(仮称) 箕面市手話言語条例(素案)

(仮称) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)

### **2. 実施期間**

令和5年(2023年)8月1日(火曜日)から8月31日(木曜日)まで

### **3. 提出された意見等の数**

12人(12件)

### **4. 実施結果の公表方法**

下記の場所で公表します。

(1) 市ホームページ

(2) 健康福祉部 障害福祉室 (みのおライフプラザ1階総合窓口)

(3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階12番窓口)

(4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所

(5) 障害者福祉センターささゆり園

中央図書館・東図書館・桜ヶ丘図書館・西南図書館・小野原図書館・船場図書館

西南生涯学習センター、みのお市民活動センター

らいとぴあ21(萱野中央人権文化センター)

※ (2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで

※ (5)は、各施設の開館日、開館時間中

※ 点訳資料は、みのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。

※ ふりがなを付けた資料は、市ホームページまたはみのおライフプラザ総合窓口で閲覧  
できます。

### **5. 実施結果の公表期間**

令和5年(2023年)10月31日(火曜日)から11月30日(木曜日)まで

### **6. 担当部局**

健康福祉部障害福祉室 電話:072-727-9506 ファクス:072-727-3539

## 7. 提出された意見等の内容及び市の考えかた

※ご意見は原則として原文のまま公表しています。ただし、ご意見の趣旨を正確に表現するために必要であると判断した場合は、修正を施しています。

| 条例名：(仮称) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案） |          |  |   |
|------------------------------------|----------|--|---|
| 番号                                 | 項目       | いただいたご意見   | 市の考えかた  |
| 1                                  | 第14条     | 14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各条文では、実施主体と実施内容を規定していますが、第12条第4項は、市の窓口等において手続等を行う際に、障害特性に応じた幅広い対応が必要になると想定しているため、個別具体の実施内容ではなく「必要な措置を講ずる」と規定しています。</li> <li>これに対し、第14条は以下の考えに基づき、「意思疎通支援者の配置を支援する」旨を規定していることから、原案の表記が適切と考えています。</li> </ul>                           |
| 2                                  | 第14条     | 14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第14条は、障害者団体等が主催する行事等における意思疎通支援者の配置支援について規定したのですが、市としては、行事参加者への合理的配慮については、まずは主催者が行うべきものであると考えています。</li> </ul>   |
| 3                                  | 第14条     | 14条の最後の文末を12条第4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」   | <ul style="list-style-type: none"> <li>その上で、障害者団体については、構成員自身が意思疎通支援を必要とする場合が多いことから、社会参加の促進のため、支援の重要性は認識しており、また国においても、聴覚障害者等で構成する団体が、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を申請できるとする考えかたを示し、市町村等に検討を促していることをふまえ、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、手話通訳者及び要約筆記者等の意思疎通支援者の配置支援を行う考えです。</li> </ul> |
| 4                                  | 第14条     | 14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例は、基本的な理念や取り組む事項について規定するものであり、個別具体の事業や施策の全てを記載することは困難ですが、条例制定後においても、専門部会において、取組の進捗等について意見交換を行う考えです。</li> </ul>  |
| 5                                  | 第14条     | 14条最後に追加<br>必要な措置を講じる  |   |
| 6                                  | 代読<br>代筆 | <p>視覚障害者としては、いままで音訳、点訳をしていただいていたのですが、この条例案では居宅の代読代筆が、入るようです。</p> <p>ホームヘルパーさんがされていたこともありますが、あくまで主たる家事援助に差しさわりの無い限りとなっています。家事援助とは、別にひと月あたり5～10時間を代読、代筆専用に使うことができるようになったら、私たちの生活は、大きく豊かなものになるのではないのでしょうか。</p> <p>すでにこの「代読、代筆」制度をされているところが増えてきています。</p> <p>ホームヘルパーさんを利用していなくてもかまいません。</p> <p>ポストの中に入っているあなたや家族宛ての刊行物などあるいは、ダイレクトメール、学校からもってかえてきたプリント、専用アプリあるいは、地域で生活を送るのに必要な必需品の購入などなど対象となるものは、大変おおいものです。</p> <p>ご多忙の折とは、ぞんじますが、「代読、代筆」制度が箕面でも利用できるようにご協力いただけましたら、幸甚です。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。</li> <li>代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。</li> </ul>  |

|    |          |  |  |
|----|----------|--|--|
| 7  | 代読<br>代筆 | <p>私は視覚障害者で現在一人暮らしです。</p> <p>1. 代読代筆支援のお願い</p> <p>日常生活でポストに入っている郵便物、チラシなどをはじめ回覧板などを代読代筆していただくことは必要不可欠です。</p> <p>同行援護の際の代読代筆とは別に代読代筆の支援をしていただくことを希望します。特に公的機関からのお知らせなどでは切望します。</p> <p>2. 箕面市からの郵便物に触れてそれとわかる印をしていただけたらとても助かります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。</li> <li>・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。</li> <li>・箕面市役所からの郵便物については、分かりやすいものとなるよう検討を進めます。</li> </ul>                              |
| 8  | 代読<br>代筆 | <p>私は視覚障害者です。</p> <p>視覚障害者にとって代読・代筆は日常生活において絶対不可欠なものです。</p> <p>毎日ポストに入る郵便物やチラシ、又は日常生活の中で、いろいろな申し込み書、申請書などの書類、又は電気製品などの取り扱い説明書、通院関係は検査結果等々は自らの情報手段として代読代筆は欠かせません。要望します。</p> <p>この素案の中でもっと具体的に提示して欲しいです。どうかくれぐれもよろしくお願いいたします。</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。</li> <li>・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。</li> <li>・なお、条例は市の基本的な考えかたを示すものであり、個々の事業については、必要に応じて周知します。</li> </ul>                    |
| 9  | 代読<br>代筆 | <p>私は視覚障害者です。</p> <p>代読代筆は絶対に日常生活に欠かせないことです。</p> <p>特に郵便物とか保険関係等書類は頭の中に入れとかないといけないし大事な物です。是非代読代筆の時間を下さい。よろしくお願い致します。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。</li> <li>・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。</li> </ul>   |
| 10 | 代読<br>代筆 | <p>視覚障害者には「代筆、代読」の時間を別枠でとれるよう希望します。</p> <p>介護保険の居宅（家事援助）の時間内では到底時間が足りません。</p> <p>晴眼者に比べ、視覚障害者は無意識の取捨選択ができないので、非常に時間を要します。</p> <p>☆今回のようなパブリックコメントをされる時は広報誌での告知をいただきたいと思えます。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。</li> <li>・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。</li> <li>・市のパブリックコメント実施の際には、市広報紙もみじだよりで周知しており、今回についても、令和5年8月号のもみじだよりに掲載しています。</li> </ul> |
| 11 | 代読<br>代筆 | <p>視覚障がい者です。日常生活において、代筆、代読は困難で時間を別枠で取れるよう希望いたします。</p> <p>生活を円滑に過ごす為に必要不可欠な事だと思えますのでよろしくおねがいします。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代読・代筆については、外出時は障害福祉サービスの同行援護サービス、在宅時は障害福祉サービスの家事援助サービスの中で利用できます。</li> <li>・代読・代筆の利用により、新たに支給決定が必要な場合、または現在の支給決定時間数で不足が生じる場合は、障害福祉室にご相談ください。</li> </ul>   |

|    |    |  |  |
|----|----|--|--|
| 12 | 音訳 | <p>私は墨字を読むことが困難な視覚障害等の方を支援する音訳ボランティアです。</p> <p>障害者情報コミュニケーション促進条例が制定されると、必要な墨字情報を適宜音訳してもらうことができ生活の質が格段に向上するため、視覚障害の方がとても期待されていると伺いました。障害のある方にとって有益かつ簡便な形で、支援者にとっても支援しやすい形で、一日も早く制定されるように願います。</p> <p>現在、私の所属する音訳団体は市の広報ほかの公共的な情報の音声版作成、録音図書の作成、そして図書館の対面朗読の活動をしています。これらの活動は、情報提供の大切な核であり、今後も確実に視覚障害等の方へお届けすることが一番の使命と思っています。その上で、音訳者の人的、時間的、環境的状况が許す場合には、その他の意思疎通支援に協力できるかと思えます。</p> <p>この状況を踏まえて、日常生活上の意思疎通支援において、次の点がどのように定められるのか、注目したいと思えます。</p> <p>① 意思疎通支援者は、ボランティアか、何らかの予算措置があるかたちか、どのような立場で行うことになるのか。</p> <p>② 支援の内容や結果における責任の有無、責任の所在はどのようになるのか。</p> <p>③ 音訳団体として依頼されるのか、個人として依頼されるのか。</p> <p>④ 依頼があった時、団体あるいは個人として、人的、時間的余力がない場合や環境設定が十分でないと判断した場合には、辞退することが可能なのか。</p> <p>⑤ 支援の場所は、図書館、ささゆり園など、公共施設の一室等、公の場所が望ましい。</p> <p>※ 自宅訪問の場合は、担当者は一人ではなく、複数で行う必要があると思えます。そのことが認められるか分かりませんが、また複数対応が続くと私の所属する団体では人数的、時間的に受けることが難しくなることもあると思えますので、悩ましいところではあります。</p> | <p>・意思疎通支援については、さまざまな実施形態があるため、いただいたご意見も含め、今後必要な検討を行ってまいります。</p> <p>・なお、対象者の自宅を訪問して行う代読・代筆については、ホームヘルパーによる家事援助サービス等の中で実施するものであり、音訳とは別の意思疎通手段となります。</p> |
|----|----|--|--|

第 号議案

箕面市手話言語条例制定の件

箕面市手話言語条例を次のように定める。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市手話言語条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 手話の利用環境の整備等（第九条―第十一条）

第三章 雑則（第十二条）

附則

手話は言語である

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な意思疎通のための手段である。

しかしながら、手話は、過去にろう学校において使用が禁止される等、ろう者にとって必要な言語として認められてこなかった長い歴史がある。そのため、ろう者にとっては、自らの言語で意思疎通を図ることができないなど、日常生活又は社会生活を営む上で様々な困難を余儀なくされてきた。

我が国が批准した障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義された。これにより、手話は言語であることが、国内外で広く認められることとなっ

た。

箕面市は、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で大切な言語である手話に対する市民の理解を深め、ろう者があらゆる機会で手話を使用し、意思疎通を図ることができるとする社会を目指し、この条例を制定するものである。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。
- 二 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- 三 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二

十四年法律第六十五号) 第七条第五項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

四 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

#### (基本理念)

第三条 手話を利用する機会の確保は、市民が障害の有無にかかわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

2 手話を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

#### (市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- 一 手話言語の国際デー等の機会を活用した手話に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策
- 二 ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することができる環境の整備を促進する施策
- 三 市が主催する行事等において、手話通訳者の配置を進める施策

#### (市民の役割)

第五条 市民は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 手話に対する理解を深めること。

二 ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、ろう者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 相互に手話を利用することを尊重すること。

四 手話の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

#### （事業者等の役割）

第六条 事業者等は、次に掲げる事項に努めるものとする。

一 手話に対する理解を深めること。

二 ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、ろう者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 ろう者が手話を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。

四 手話の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

#### （意見の聴取）

第七条 市は、箕面市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、ろう者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

#### （財政上の措置）

第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第二章 手話の利用環境の整備等

#### （手話を学ぶ機会の提供）

第九条 市は、市民及び事業者等が手話に対する理解を深めるとともに、手話を習得できる環境を整備するため、関係機関と協力して、市民及び事業者等に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、前項の手話を学ぶ機会を提供するに当たり、難聴者及び中途失聴者の参加に必要な配慮を行うものとする。

（学校等による手話に対する理解の促進）

第十条 市は、学校等が手話に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（事業者等による手話に対する理解の促進）

第十一条 市は、事業者等が手話に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

### 第三章 雑則

（委任）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

（提案理由）

本市の障害者施策におけるノーマライゼーションの理念に基づき、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、ろう者があらゆる機会を手話を使用し、意思疎通を図ることができる地域社会の実現を目的として、本条例を制定するものである。

第 号議案

箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例制定の件

箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例を次のように定める。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 意思疎通手段の利用環境の整備等（第九条―第十五条）

第三章 雑則（第十六条）

附則

障害者の情報の取得及び意思疎通を促進する

障害者は、視覚、聴覚、言語機能、音声機能等の障害を含む身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害等の特性に応じ、多様な意思疎通のため的手段を必要としているが、そのことに対する周囲の理解は十分でなく、選択の機会も十分に確保されておらず、多くの障害者は、不便や不安を感じながら生活している。

我が国では、障害者の権利に関する条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定された。

箕面市は、全ての人が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが当たり前の社会であるというノーマライゼーションのまちづくりを推進している。この理念に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が当たり前に、自らが望む意思疎通のための手段を選択する機会が確保され、日常生活又は社会生活の中で情報を取得し、及び利用し、並びに意思疎通を図ることができると目指し、この条例を制定するものである。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、障害の特性に応じた意思疎通のための手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにすることで、それぞれが障害者の意思疎通に関する社会的障壁の除去に努め、障害の特性に応じた意思疎通のための手段を利用しやすい環境を構築し、もって全ての人が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 意思疎通手段 手話、要約筆記等の文字の表示、筆談、点字、拡大

文字、音声、朗読、代読、代筆、触覚を使った意思疎通、平易な言葉  
その他障害者が日常生活又は社会生活において使用する意思疎通の手  
段をいう。

四 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法  
人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

五 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定  
する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くも  
のに限る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九  
条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の  
総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二  
条第六項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二  
十四年法律第六十五号）第七条第五項に規定する地域型保育事業を行  
う事業所をいう。

六 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及  
び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ  
適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるもの  
であり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

七 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろ  
う者向け通訳・介助員、代読代筆者その他障害の特性に応じた意思疎  
通のための手段を用いて障害者の意思疎通を支援する者をいう。

八 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条  
第一号に規定する災害をいう。

（基本理念）

第三条 意思疎通手段の選択及び利用の機会の確保は、市民が障害の有無  
にかかわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重する

ことを基本として行われなければならない。

- 2 意思疎通手段を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

#### (市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- 一 意思疎通手段に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策

- 二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することができる環境の整備を促進する施策

- 三 市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策
- 四 災害その他非常の事態が発生した場合において、障害者が安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるようにするための施策

#### の施策

#### (市民の役割)

第五条 市民は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 意思疎通手段に対する理解を深めること。
- 二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。
- 三 相互に意思疎通手段を利用することを尊重すること。
- 四 意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

#### (事業者等の役割)

第六条 事業者等は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 意思疎通手段に対する理解を深めること。

二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 障害者が意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。

四 意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

（意見の聴取）

第七条 市は、箕面市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

（財政上の措置）

第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 意思疎通手段の利用環境の整備等

（意思疎通手段を学ぶ機会の提供）

第九条 市は、市民及び事業者等が意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、意思疎通手段を利用しやすい環境を整備するため、関係機関と協力して、市民及び事業者等に意思疎通手段を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

（学校等による意思疎通手段に対する理解の促進）

第十条 市は、学校等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進）

第十一条 市は、事業者等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対して情報の提供、技術的な助言その他必

要な支援を行うものとする。

（意思疎通手段による情報発信等）

第十二条 市は、市が主催する不特定多数の参加者を対象とする行事等において、手話、要約筆記等の意思疎通手段による情報発信が必要であると市長が判断した場合は、意思疎通支援者を配置するものとする。

2 市は、市が作成する広報紙等について、点字又は音声媒体による情報提供を行うものとする。

3 市は、市が作成する個人を対象とする通知文書等について、点字による情報提供を行うよう努めるものとする。

4 市は、障害者が市の機関又は窓口において手続、相談等を行うときは、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（意思疎通支援）

第十三条 市は、障害者が医療機関を受診するとき等、障害者の日常生活及び社会生活において手話、要約筆記等の意思疎通手段による支援が必要であると市長が判断した場合は、意思疎通支援者の派遣を行うものとする。

（意思疎通支援者の配置支援）

第十四条 市は、障害者団体等が主催する行事等において、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者の配置を支援するものとする。

（意思疎通支援者の確保及び養成）

第十五条 市は、関係機関と協力して、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者の確保及び養成に努めるものとする。

### 第三章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(提案理由)

本市の障害者施策におけるノーマライゼーションの理念に基づき、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境を構築することにより、情報を取得し、及び利用し、並びに意思疎通を図ることができるとともに、地域社会の実現を目的として、本条例を制定するものである。